様式67

 危険予防措置

|  |  |
| --- | --- |
| 警戒措置 |  □ 発破場所から ｍ以内を立ち入り禁止区域と定め、 〔 □注意標識　 □見張人 　 □その他（ ）〕等の方法を講じ、発破に際して は、〔 □サイレン 　□拡声器 　□振鈴　 □その他（　　　　）〕により警告し、安 全を確認する。 |
|  □ その他 |  |  |
|  |
| 防護措置 |  爆風、騒音、地盤振動、飛石防止のため次の対策をとる。　 □遮へい物 □段発雷管 □消音材（水） □覆土 □装薬量を減らす □人工的な溝等 □試験発破 □せん孔角度 □浮石除去 |
| 防護具 |  □たたみ　 □むしろ　 □マット □古ベルト □防爆シート □金網 □プラストフェンス □棚 □その他（ ） |
| 消費場所における運搬用具 |  □背負箱〔 □木製 □その他（　　　　　）〕 □背負袋 |
| 交通規制 |  □有 □無 |
| 災害発生時の措置 |  現場を保存し、速やかに警察官に届けると同時に多治見市消防本部に通報する。 なお、遅滞なく、事故内容について報告する。 |